

総務常任委員会

平成23年9月16日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎伴 吉晴	○宮崎 和彦	中西 和夫
坂口 徹	飯高 昭二	木澤 正男
嶋田 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	西本 喜一
総 務 課 長	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	谷口 智子
同 課 長 補 佐	安藤 晴康	企画財政課長	面卷 昭男
同 課 長 補 佐	河野 京子	同 課 長 補 佐	真弓 啓
税 務 課 長	加藤 恵三	同 課 長 補 佐	本庄 徳光
会 計 管 理 者	野崎 一也	会 計 室 長	山崎 善之
監 査 委 員 書 記	山崎 篤	教委総務課長	西川 肇
生涯学習課長	佃田 眞規	同 課 長 補 佐	東浦 寿也
同 係 長	平田 政彦		

4. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 宮崎委員、木澤委員

委員長 おはようございます。それでは、全委員出席されておりますので、ただ今より、総務常任委員会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長 皆さんおはようございます。

本日も朝7時15分に震度3、斑鳩あたりは震度2か1か、地震がありましたけども。やはり奈良県が震源地ですので、これからも十津川村、あるいはまた天川、野迫川、五條の大塔町ということで、大変被害に遭われておりますし、また亡くなっておられます。関係等についてお悔やみを申し上げながら、またできるだけ早く復旧、昨日その関係で東京の総務大臣等に陳情に行ったら、激甚災害というのはだいたい601億円の被害状況でなければなかなかできないと、いま被害状況等を取りまとめてできるだけ早く激甚災害にしていきたいということをおっしゃってましたけども、なかなか、今東北と、関西の12号の関係等について、いろいろ大変なことが、和歌山県と奈良県と三重県、三つにまたがっております。それ以上に、世界遺産であります熊野古道等の関係が非常に大変なことですので、文化庁にも力を入れていただきたいということで陳情しています。

きょうは委員の皆様方には、9月1日の本会議から付託されております、議案第24号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第25号、議案第26号、議案第29号の4議案につきまして慎重審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようよろしくお願いいたします。それから継続審査では、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、一応中宮寺の関係等については3次まで完了し、そして、今現在は、こないだ検討委員会で報告があったとおり、これから史跡公園に向けて努力をしまいたいと、こういうこともございます。また、文化財センターにつきましては、委員皆さん方に大変ご心配をかけますけども、非常に皆さ

ん方見学等訪れる方もございますので、これからも11月にかけてはですね、文化の関係で一般公開をしたり、あるいは藤ノ木古墳の里帰り展ということでございます。特に今年は中国で陝西省の博物館で奈良県の日本考古展というのが催されましてですね、10月21日から60日間、昔の長安の都、西安でですね、行われます。そのメインというのはやはり藤ノ木の馬具とかですね、そういうものが初めて国宝で国内から出て行くということでございます。非常に関心が高いだろうということもございますので、もしも機会があれば、また中国、西安のほうにも足を運んでいただいて、藤ノ木の状況等を見ていただけたら7とっております。そしてまた、各課報告事項につきましては、コンビニ収納及びペイジー収納の導入について、そして職員採用試験の申し込み状況、町民プールの利用状況について担当から詳しく説明させますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、宮崎委員、木澤委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

はじめに、本会議からの付託議案であります

(1) 議案第24号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長

それでは、付議議案(1) 議案第24号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本条例の改正内容につきましては、前回の総務常任委員会で説明させていただきました内容と同じであり、議案書の最後のページの要旨で説明さ

させていただきます。議案書の最後のページの要旨をお開きいただけますでしょうか。

(要旨朗読)

総務課長 恐れ入りますが、議案書の2ページ目にお戻りいただけますでしょうか。

斑鳩町予防接種健康被害調査委員会の委員の日額は8千円としております。当町の非常勤の特別職の報酬額につきましては、平成18年度に斑鳩町特別職報酬等審議会において、ご審議していただき、法令等で報酬額に基準のあるものを除いて、会議等における審議に関し、専門的知識を有することが必要なものについては8千円、その他のものについては、5千円と審議結果をいただいております。その審議結果を踏まえ、今回の斑鳩町予防接種健康被害調査委員会の委員については、斑鳩町が実施した予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資することを目的に、予防接種による健康被害発生に際し、医学的な見地から調査を行うという専門的知識を有することが必要であることから、報酬額を8千円といたしております。

以上、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

何卒、よろしくご審議賜りまして、原案通り可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第24号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に(2)議案第25号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。加藤税務課長。

税務課長 それでは、議案第25号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

税務課長 本議案につきましては、前回の委員会で説明させていただきました内容と相違ございません。条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただき、末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。資料の末尾、要旨をご覧くださいませでしょうか。

今回の町税条例の一部改正につきましては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が、本年6月30日に施行されたことから、本条例において、所要の改正を行うものであります。

その主な改正内容についてであります。大きく3点ございます。

1点目といたしましては、①寄附金税額控除の適用下限額の引下げであります。これは、寄附文化の裾野を広げるための税制面からの支援として、個人町民税において、所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する寄附金について、寄附金税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円に引き下げるものであります。この改正規定の施行日は、交付の日とし、平成24年度から適用するものであります。本改正に伴う町税への影響は、本年度の課税状況のデータからみると対象者は22人、影響額については、町分だけで約2万2千円の減収となります。

次に2点目といたしましては、②軽減税率の特例の適用期限の延長等あります。これは、本年12月末をもって廃止予定でありました上場株式

等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率、所得税7%、住民税3%、合計10%について、現下の厳しい経済情勢にあつて景気回復に万全を期するため、本則課税、所得税15%、住民税5%、合計20%の適用を2年延長し、平成25年12月31日まで軽減税率の適用期限を延長するものであります。この改正規定の施行日は交付の日とし、平成25年12月31日までの間に支払いを受けるべき、上場株式等の配当所得及び上場株式等の譲渡により生じた譲渡所得等に適用するものであります。

また、軽減税率廃止後において、個人の市場参加の促進を図るため予定していた、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置に係る所得計算の特例についても、施行日を2年間延長し、平成27年1月1日とするものであります。この改正規定の施行日は交付の日とし、平成26年1月1日以降に支払いを受けるべき非課税口座内上場株式等の配当所得及び非課税口座内上場株式等の譲渡により生じた譲渡所得等に適用するものであります。

最後に3点目、その他といたしまして、不申告に関する過料の引上げ等及びその他法令の改正による条文整理についてであります。

これは、地方税法の改正にあわせて不申告に関する過料の引上げ等を行うとともに、本条例に引用している条番号、項番号等の改正が行われたことに伴い、本条例の条文の整理等を行うものであります。

以上、簡単ではございますが、議案第25号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 (2)のその他のところで、不申告に関する過料の引き上げを行うということですが、これについてはどういう形になるんですか。

税務課長 過料の引き上げということでございます。これまでも条例のほうで過料の金額等については定めております。その中で今回の改正につきましては、

無申告の関係に関する過料の引き上げ等でございますけども、これまでの金額でございますね、こちらのほうが3万円を10万円に過料を引き上げるものでございます。その過料の引き上げにつきましては、これまで7つの無申告について規定されておりましたものを引き上げると、それと新たにたばこ税の関係と、特別土地保有税の関係の不申告について、新たに過料の条例の規定を設けたという内容でございます。

委員長 よろしいですか。他に、質疑ございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、これをもって質疑を終結いたします。

議案第25号については、討論の申し出があります。よって、これより討論を行います。

はじめに、本案を可決することに反対の方の意見を求めます。

木澤委員。

木澤委員 それでは、議案第25号斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について反対の立場から意見を申しあげます。今回の改正は、国の地方税法が改正されたことに伴って行われるものです。その中で1点目の寄付金税額控除の適用下限額がこれまでに5千円であったものを、2千円に引き下げる改正については、特に異論はございませんが、2点目の軽減税率の特例の適用期限の延長等については、上場株式等の配当や譲渡の際の所得に対する税率の軽減特例や、また、非課税口座内の小額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置に係る所得計算の特例について、どちらも2年間延長するものであり、証券優遇税制と呼ばれ、非常に問題のある制度だと考えます。

この証券優遇税制は、小泉内閣時代の2003年から5年間の時限措置として導入され、金持ち優遇と批判されながら2007年度の税制改正では1年延長されました。2008年度の改正でようやく2008年末に廃止することが決まったのですが、また、2009年度の改正で2011年

末まで3年間延長し、さらに2011年末が近づいたらまたしても2013年末まで2年間延長されました。

このように、これまで政府税調では、廃止とされていたものを3度も延長しています。今回もこの政府税調は20%が適当としていたのに、財界や証券業界の圧力で方針がひっくり返され、2年間の延長としました。

今回の延長で特に許せないのは、東日本大震災という未曾有の事態が起こり、復興財源をどうするのか、頭を痛めているときに、消費税を10%に引き上げ、国民には負担増を押し付けようとしながら、自らは負担の軽減を図ろうとする財界・大資産家の身勝手さです。

この証券優遇税制は、国会では佐々木憲昭議員が指摘をしましたが、富の偏在が最大の問題です。わずか2.6%の人が譲渡所得の72.5%を占め、まさにひと握りの金持ちを優遇するものでしかありません。こうした不公平税制は直ちに改め、復興財源に充てるべきだと考えます。

斑鳩町では、この延長をやめて本則に戻すことで配当割交付金では837万8千円が、また、株式等譲渡所得割交付金では240万円程度と合わせて、1,047万円程度の増収になることが見込まれています。

景気の低迷により、町税収入は減少傾向に歯止めがかかりません。そうしたなか、きちんと本則どおりの税率で税金を納めていただくべきだと考えます。国の法改正により、町は従わざるをえないものではありますが、こうした不公平な税制がまかりとおることは住民にとってもマイナスであると考え、反対の立場をとらせていただきます。どうぞ議員の皆様のご理解をお願いいたしまして、私の反対討論とさせていただきます。

委員長 次に本案を可決することに賛成の方の意見を求めます。 宮崎委員。

宮崎委員 それでは、議案第25号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申し述べます。

今回の条例改正は、去る平成23年6月30日「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正が行われるものであります。

軽減税率の特例の適用期限の延長等では、金融資産の流動化や個人金融

資産の有効利用による経済活性化の必要性にかんがみ、現下の厳しい経済情勢にあつて、景気回復に万全を期する観点から、現行の上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率の延長は必要な措置であると考えます。

最後に、不申告に関する過料の引上げ等では、経済社会状況の変化に対応し、税制への信頼の一層の向上に資するものであると考えます。

以上のことから、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について賛成するものであります。委員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

委員長 これをもって討論を終結いたします。本案については、賛否両論であります。よつて、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願ひます。

(挙手多数)

委員長 挙手多数であります。よつて、議案第25号については、当委員会として賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第26号、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 加藤税務課長。

税務課長 それでは、議案第26号、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

税務課長 本議案につきましては、前回の委員会で説明させていただきました内容と相違ございません。条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます、末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。末尾の要旨をご覧くださいませうでしょうか。

今回の都市計画税条例の一部改正につきましては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が、本年6月30日に施行されたことから、本条例において、所要の改正を行うものでございます。

その改正内容については、地方税法において政策税制措置として定められている固定資産税等における課税標準の特例措置の見直しが行われ、適用実績が僅少なものの等の特例の廃止に伴い、地方税法条文の、項の繰上げ、繰り下げが行われましたことから、本条例に引用している条文の整理を行うものであります。施行日は、公布の日であります。

なお、本改正に伴う町税への影響についてはございません。

以上、簡単ではございますが、議案第26号、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第26号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に(4)議案第29号、消防ポンプ自動車購入についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは、付託議案(4)議案第29号 消防ポンプ自動車購入につい

てご説明申しあげます。まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案についてであります。前回の総務常任委員会で説明させていただきました内容と同じであり、消防車両の整備につきましては、今日まで消防車両整備計画に基づき、ポンプ車は15年で更新する事といたしており、第3分団の消防ポンプ車が、本年で丸17年が経過することから、火災時等における住民の生命・財産を守る消防活動に支障をきたすことのないよう万全を期するため、当消防ポンプ自動車を更新することとし、本年12月初旬ごろまでに買い替えを行いたいと考えております。このことから、ポンプ車の購入価格が700万円を超えますことから、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、消防ポンプ自動車の特殊性により、発注して完成まで約4ヶ月程度を要しますところから、12月初旬までに納車、年末警戒、出初式等間に合わすため、機種選定等を分団とも協議するなかで、早期に発注する必要があることから、本年7月29日に入札を行いました。

その結果、落札者は(株)モリタ大阪支店、支店長、平田隆吉で、落札金額は、税込み1,407万円でございます。

なお、12月初旬までに納車をしたいと考えておりますことから、落札業者と仮契約を締結し、9月議会においてご議決を賜りましたならば、本契約を締結したいと考えておりますので、何卒温かいご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申しあげます。

以上で、消防ポンプ自動車購入についてのご説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第29号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査について、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 佃田生涯学習課長。

生涯学習
課長

継続審査(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告申し上げます。

まず、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

前回の当委員会でもご報告させていただきました8月4日から9月6日に開催しました夏季企画展「古文書から見える江戸時代の法隆寺村—安田家文書展—」につきましても、開館日数30日に対しまして、925人の見学者がありました。そして、これも前回の当委員会にてご報告いたしました「こども勾玉づくり教室」につきましても、8月27日(土)午後1時より、町内の小学4年生から6年生とその保護者21組47名を対象に実施しました。参加者はがんばったすえに勾玉が完成しますと、その出来栄にとっても満足げな様子でございました。

次に、斑鳩町文化財活用センター運営委員会を8月25日(木)に開催し、昨年度事業の総括報告及び今年度事業の説明を行うとともに、今後の展示会のテーマ等についてのご意見をたまわったところではありますが、来年度の展示会のテーマ等につきましても、次回に各委員のご意見を取りまとめたいと考えております。

続きまして、史跡中宮寺跡の整備についてであります。史跡中宮寺跡整備検討委員会を8月30日(火)に開催し、平成22年度を含む3年間の発掘調査成果をご報告し、来年度に作成予定の調査報告書の文章中の大き

な段落となる章構成についてのご意見を賜わるとともに、史跡地の整備につきましても、いろいろな貴重なご意見を賜りましたが、11月3日に開催される史跡中宮寺跡シンポジウムの内容も参考にし、今後、もう少し時間をかけて協議を行うことになりました。

また、第2回目の「国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展」を11月3日(木・祝)から11月29日(火)に開催する予定で事務を進めているところであり、この展示会に合わせる形で史跡藤ノ木古墳の秋季の石室特別公開を11月5日(土)と6日(日)に開催する予定であります。

以上、簡単ではありますが斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 国宝の里帰り展をまたされるということですが、前回この里帰り展をされた時に、次回に向けて改善をしてほしいということで、いくつか意見が出たと思いますけども、今度改善する点なんかは、どのように考えておられるのでしょうか。

教育長 前回の時もいろいろご意見を賜ったわけでございます。そのなかでも、トイレの改修はもうご存知のとおりさせていただきましたし、その藤ノ木から文化財センターに至る経路等につきましても、もっとわかりやすいものであるとか、駐車場についてもいろいろご意見を賜ったところでございますけども、駐車場については、前回の教育長からも答弁がありましたようにですね、やはり回遊していただく、歩いて見ていただくということもございまして、法隆寺iセンターの駐車場を利用させていただきたいというふうに考えてございます。案内看板等については、あれから若干整備をしてきたところでございます。これについては若干改善をしてきたというふうに考えております。

木澤委員 当然この里帰り展自体を目的に来られると思いますけども、今教育長も

おっしゃったように、回遊型としてもそれができるような形でね、看板の設置なんかも検討もしていただきたいと思います。

委員長 他に、質疑ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査案件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項について、(1) コンビニ収納及びペイジー収納の導入について、理事者の報告を求めます。 西本総務部長。

総務部長 コンビニ収納及びペイジー収納の導入についてのご報告を申し上げます。

昨年12月の総務常任委員会において、町税等の納付に係るコンビニ収納・ペイジー収納の導入について、平成24年4月から導入する旨のご報告をさせていただきましたが、コンビニ収納・ペイジー収納を導入するにあたり、その収納事務を委託する事業者が決定いたしましたので、あらためてご報告を申し上げたいと思います。

収納事務委託事業者の決定にあたりましては、公募型プロポーザル方式により募集を行い、コンビニ収納、ペイジー収納、それぞれ各1社から企画提案書の提出がありました。提出されました企画提案書については、役場庁内に設置いたしました審査委員会において、税においては、地方自治法施行令第158条の2、水道料金については、地方公営企業法第2条及び第33条の2において、「公金収納事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者に対してのみ収納事務を委託することができる」、その旨、規定をされていることから、慎重に企画提案書の審査を行ったところであります。

このことから、審査を行いました内容につきましては、事業者の経営の安定性・収納業務の遂行にかかる支障の有無、準備期間及び本番稼働時の協力体制、情報管理、収納金の安全確保対策、費用等について、また、コ

コンビニ収納においては31項目、ペイジー収納においては15項目についてそれぞれ審査を行い、いずれの項目においても、地方自治法施行令あるいは地方公営企業法で規定されている、収納事務を委託することができる事業者として基準を満たしていることから、コンビニ収納・ペイジー収納それぞれ1社のみでの参加でありましたものの、その者を委託事業者として決定いたしました。委託事業者については、コンビニ収納にあつては、地銀ネットワークサービス株式会社、ペイジー収納にあつては、南都コンピュータサービス株式会社でございます。

今後におきましては、関係機関との協議、システムのテスト、住民周知等を行いました上で、予定通り平成24年4月からコンビニ収納・ペイジー収納の取扱いを行ってまいりたいと考えております。以上で報告を終わります。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

木澤委員

木澤委員 先日の建設水道常任委員会の中でも質問させていただきまして、入札として成立しているということについては理解をさせていただきましたけれども、今回プロポーザルで公募をされているということで、ちょっと以前にもこのプロポーザルでいうと、生き生きプラザのときにプロポーザル方式で入札をされていたと思うんですけども。あの時には図面が出てきて、業者によって違いがわかりやすかったですけれども。今回、こういう収納のことでプロポーザル方式を導入するというので、どういった利点があつて、どういう違いがあるのかなというところが少しよくわかりにくいので、その点について教えていただきたいと思うんですが。

総務部長 今回のコンビニ収納・ペイジー収納の内容でございます。建築とかでしたら図面が出てくるとか、いろいろございますけれども、今回の場合でしたら企画提案書等が出てきております。その中で先ほど申しましたような内容、会社の概要、受託実績、準備業務、収納業務のデータ管理、それから情報管理の関係、収納金の安全確保対策等、それから経費の関係等の評

価項目 3 1 項目につきまして、それぞれ内部の審査委員会で審査を行いました。例えば、会社概要、受託実績でございましたら、その会社の経営状況、会社の格付け、それから提携のコンビニ会社がどれくらいあるのかという実績、そういったもの。それから準備業務につきましては準備にかかります経費が妥当なものであるかどうか。また収納業務及びデータの関係でございましてとトラブルのときの業者の対応とか、あとデータ電送方式はどのようなになっているのかとか。あと情報でしたら個人情報の取り扱い、それからコンビニとの連携、収納金の安全確保対策でしたら、保護の対策とか、収納金の流れ等がどのようなになっているのかとか、こういった項目につきまして種々検討いたしました。それにつきまして、概ね評価が基準に達しているというふうに、その審査会で判断をいたしました。そういった中でこの業者に決定したという経緯でございまして。

木澤委員 いろんな項目で、業者によって違いはやっぱりある中で、こうした評価の仕方というんですかね、今後いろんな形で取り入れられていくのかなというふうに思いましたので、また今後こうしたプロポーザル方式ですね、これというのは、普通に価格でのみで入札をする場合と、プロポーザル方式とパターンがあるかと思えますけれども。このどういう際に、プロポーザル方式を導入するのが入札として、妥当なのかということという、今後はどのように考えておられるのでしょうか。

副町長 価格で入札する場合は、概ねこちらからもこういう規格品、こういうものをしますんで、一番安いところでお願いしますよとなってきます。で、公募型のプロポーザルをする場合は、やはり業者の専門知識を採り入れて、こちらのやりたい業務をしたいという場合になっていきます。例えば極端な例で申し上げましたら、この前、生き生きプラザの設計ございました。あれはやはり、こちらがこんな設計というより、いろんな業者の設計のノウハウを取り入れて、よりよい機能を備えた施設をつくっていかうというときにプロポーザルをやっていきますんで、そういう感じになってきます。ですから、会社のそういう知的財産を有効に活かす場合にプロポーザルをやっていくと、こういうことであります。

木澤委員 今、会社の持っている知識なんかを有効に活用していくという点では理解をさせていただきますけれども、これまでも総合評価の制度を導入されてきてると思いますが、それとの整合性で言うと、どうなるんでしょうか。

副町長 今日まで斑鳩町は総合評価を1件だけやっています。あの場合は簡易型の総合評価でございます。例えば、工事なんかでやる総合評価といいますのは、いろんな条件、例えば経営状況、また技術者の数、障害者の雇用状況、保険の加入状況等々をやっていきます。例えば、その中で例えばこういう工事は、河川の堤防の工事をする時に、こんな工法を提案しますよと、またこんな機械を使ってできますよと、これ提案型の項目、1項目入っておるわけです。この項目について点数を与えていくわけです。この場合が総合型になってきますので、この場合は、価格と提案事業をミックスした、またそれ以外の分をミックスした分になってきます。で、プロポーザルというのは、あくまでもその単価より技術力を優先的に、より優先的にするという具合になってきますので、プロポーザルと総合評価というのは、はっきり言ってまったく違う入札方法であります。

委員長 よろしいですか。他に質疑ございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、これをもって、質疑を終結いたします。

次に、(2) 職員採用試験の申し込み状況について、理事者の報告を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 各課報告事項(2) 職員採用試験の申し込み状況についてご報告申し上げます。職員採用試験の申し込み状況についてであります。8月8日(月)から8月26日(金)まで19日間、職員採用試験の申込受付を行いましたところ、お配りしております資料の1のとおり、一般事務職のほうで1

54名、土木技術職で7名、保健師で8名、保育士で14名、司書で147名、合計で330名の申し込みがありました。

なお、それぞれの職種における上級・中級・初級の受験区分及び性別の受験者数につきましては、お配りしております資料1のとおりであります。

そしてまた、第一次試験につきましては、9月18日（日）に実施いたしますが、受験者数の関係から、試験会場は、役場及び中央公民館研修棟の2か所で実施することとしております。

以上、職員採用試験の実施についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 新規採用ということではいろいろと募集をしていただくのは、必要なことだというふうに思うんですけども。これまでですね、職員適正化計画の中で、一定の目標値も設定してもこられましたけども、今、現状の職員数と比べて、適正化管理計画との開きというのはどれぐらいあるのか、お尋ねをしておきたいんですけども。

委員長 すぐに出ますか。 黒崎総務課長。

総務課長 第2次定員適正化計画のほうの資料、数値のほう確認します。

総務部長 平成22年度の定員適正化計画でございます。この数字につきましては、202人となっております。昨年度のこの職員数でございますが、201人ということで、平成22年度ベースでは1人不足してたという状況でございます。

木澤委員 この間、中途の退職も含めてですね、かなりの職員さんが退職をされていると。計画を見込んでいた以上に減っている中で、町のほうでも新たに新規採用なんかもしていただいて、徐々に回復はしてきているのかなというふうに思いますが、特に先日の決算審査委員会の中でも、今、職員さん

の業務量と適正な人数っていうんですかね、担当課の。そういったものについて、やはり大きな負担が生じてきているのではないかと、いろんな心配がされていたと思うんですね。さらにこの間東日本大震災が起こって、いざという時に住民の皆さんの命を守る砦になるのが斑鳩町役場であって、職員の皆さんやというふうに思うんですね。そうした中で、町長も認識をしていただいていると思いますが、やはり職員さんについては十分に補充をしていただくということと合わせて、今後ですね、職員適正化計画、集中改革プランなんかで、国のほうから減らすようにということで、目標設定がされてきてますけども、果たしてそれが妥当なのかどうか、そうしたことも含めてですね、見直しをしていただきたいなと思いますのでね、この機会ですので、意見として申しあげておきたいと思います。

委員長 意見で結構ですか。

木澤委員 はい、結構です。

委員長 他に質疑ございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたらこれをもって、質疑を終結いたします。
次に、(3) 町民プールの利用状況について、理事者の報告を求めます。
佃田生涯学習課長。

生涯学習
課長 町民プールの利用状況についてご報告させていただきます。
本年も、町民プールの運営に対しましては、利用者に事故がないよう、安全にご利用いただくことを第一として、施設の運営・維持管理に努めたところであり、大きな事故もなく終了することができました。

それでは、お手元にお配りいたしております、資料2 町民プール運営状況総括表をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、1 ページ①平成23年度町民プール入場者数についてであり

ます。入場者数の合計は6,903人であり、大人2,464人で全体の約36%で、小人が4,439人で約64%の利用となっております。

次に、2ページをご覧ください。②利用者の推移であります。過去5年の利用者推移を上段に表示しておりますが、昨年度と比較しますと、697人の減となっております。今年度も猛暑日が続きましたものの、7月の海の日の前後の台風の影響により雨が降り続いたこと、また、お盆を過ぎたころに天候不順が続いたことにより、来場者が減少したと考えております。

次に、③維持管理費の推移をご覧ください。本年度は、大きな修繕もなかったことから、年間を通じての警備費や電気代等がまだ確定していませんが約659万円の支出となると予測しております。

次に、3ページ上段の④入場者1人当たりの経費推移をご覧ください。各年度ごとに施設の維持管理に係る経費を入場者数で除した数字であり、本年度は約955円となっております。

次に、⑤入場料の推移をご覧ください。過去5年の入場料総額の推移を示しております。本年度は133万1,550円の収入でございました。

最後に、4ページをご覧ください。⑥天候の推移であります。

先程も申し上げましたとおり、昨年度は、梅雨明け以降は記録的な猛暑が続き、例年に無く晴れた日が続きましたが、今年度は、台風の影響や大気が不安定な天気が続いた日もありました。

資料のご説明は以上であります。住民の健康増進等を期待するとともに、利用者の拡大を図るため、本年度も、7月31日にスイミングフェスティバルを開催いたしました。そして、小学生を対象とした水泳教室を8月18日から同月24日までの平日で5日間、開催いたしましたところ、延べ195人の参加がありました。

以上、町民プールの利用状況の報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
坂口委員。

坂口委員

今年度の利用、子どもさん、小人ですね、4,439人利用されている

んですけれども、幼児っていう分類の方はこの中に入っておられるのか、それとも、またその数を把握しておられるのかだけ、ちょっとお聞きしたいんですが。

生涯学習
課長 幼児の方の数もここに入れておりますが、その人数につきましては把握できておりません。

坂口委員 できましたら幼児ですね、本当に小さい方の数だいたいどれぐらいおられるのか、どこかで見ていただけるような機会があればと思うんで、それだけお願いしておきます。

委員長 要望でよろしいですか。

坂口委員 結構です。

委員長 他にございませんか。暫時休憩いたします。

(午前9時49分 休憩)

(午前9時50分 再開)

委員長 再開いたします。 佃田生涯学習課長。

生涯学習
課長 先ほどの坂口委員の質問に対しまして、幼児の人数は把握できてないと申しましたが、小人の中の幼児の数も把握できておりまして、650人でございます。

委員長 的確な答弁よろしくお願ひいたします。
他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたらこれをもって、質疑を終結いたします。
各課報告事項については、報告を受けたということで終わります。
次に、4. その他について、各委員から質疑、意見等があればお受けいたします。 飯高委員。

飯高委員 東日本、また今回の台風といい、日本列島それから災害についてあつてはならないんですけども。やはり各全国の自治体においてはいつ、どこで、どのような形で起こるかわからないこの災害に対して、当町も防災計画の見直し、いろいろとそれに対しての施策は考えられておるところでございます。また日ごろのですね、危機管理というのが重要で、災害に限らず、先ほども消防関係もありましたように、早急にしなければならない対策というのがあると思います。町長もそういった形で、思いの中で今政策をするように思われていると思います。現に進められていると思います。今回、被災者支援システムということで、導入されておりますけども、罹災者の証明、また事務関係等を早急にして、住民の被災されたことに対して、対策を取るということに対してこれまあ有効なんですけども。もうひとつはそれを有効に利用し、また評価していくというのが大事でありまして、その中にGISというシステムがあります。これは地図情報管理システムということで、被災者支援システムの中には今現在入っていないと思うんです。GISに関しましては、他市町村検討され、また導入されているところもございます。これはやはり今後いろんな災害に対しての安否確認をはじめ、また情報収集、自然災害に対する地図管理上のこと云々、いろんな形のものがあるシステムであります。今後そういったGISに対しての検討が、今後必要となってくると思いますので、これに対しての見解をお伺いいたしたいと思います。

総務部長 災害用のGIS、地図情報管理システムでございます。今現在パソコンの中にゼンリンの地図、システムとしましては、防火水槽とか消火栓、緊急時の位置を示すようなシステムは入っているところがございますが、今、質問者のおっしゃいますような、全体的な被災者支援も含めた災害用の地図情報管理システムにつきましては、今後調査・研究してまいりたいと、

このように考えております。

飯高委員 今、部長言われましたように、災害要援護者の通常のソフトというのは、今現在、簡易的な状況で今やっています。これはまたそれとは違い、それらも含めたシステムで、安否確認、また要援護者台帳とリンクをさせながら、また他の情報ともリンクをさせながら、有効な、かなり高価なソフトということも聞いておりますので、今後研究していただきたいということでもよろしく願いいたします。

委員長 要望で結構ですか。

飯高委員 はい。

委員長 他に、質疑、その他で。 宮崎委員。

宮崎委員 ちょっと質問というか要望みたいなもんなんですけれども。今、運動会の練習されていると思うんですけれども。今日も朝から見ていたんですけれども、40、だいたい50人ぐらいの子どもが熱中症になったということなんですけれども。斑鳩町としても熱中症対策はだいぶしていただいていると思うんですけれども。今後、いろんな要素があるんで、学校の行事なんでね、それをもうちょっと涼しくなるとか、春にもっていくとか、いろいろこれから検討していくのが課題になってくると思うんですけれども。どうしてもこの時期にやらないあかんねやったらテントはるとか、テントはったら、風で吹いたら飛んで危ないとか、問題いろいろ発生するとは思いますが、斑鳩町としては、これから将来的にこの温度がかなり高い時期に運動会をするというのと、練習もかなり暑いときになるというので、その辺これから対策とか考えておられるのか、それだけちょっとお聞きしたいと思います。

町 長 この関係等については、去年が50日の猛暑ということで、だいたい9月の彼岸の入りぐらいまでは、もう猛暑ということで、それから少し温度

が下がったと、去年まででしたら9月の29日ぐらいに運動会とか、これを踏まえてですね、今年度は10月初めということで、日程的に運動会をしています。幼稚園・保育所は10月15日・16日というふうに変更しています。斑鳩町の場合は祭りが第2土、日ということでございますから、そういうことで、極力、熱中症等については、今まで新聞、マスコミ等ではほとんど言わなかったですけども。最近、2、3日前から東京とあるいはそういうところで熱中症が発生したとか、食中毒が発生したとか、ということもございます。宮崎委員がおっしゃるように、できるだけ水分補給、あるいは学校の先生方に、できるだけ日陰を利用するとか、そういうことを利用してですね、運動会というのはだいたい10月ぐらいというのが決まっていますから、春にするとなったら、またいろいろと日程的な関係もありますけども。できるだけ熱中症を未然に防げる環境をまずすることが一番大事だと思います。その点については先生方もよく工夫をされていると思いますから、できるだけ生徒に、朝から水筒を持ってですね、水分補給をしながら通学をされていますので、できるだけ水分の補給等をお願いをしてですね、熱中症にかからない、そういう対策をしてやっていきたいと思っております。

委員長 運動会の日程等なんかは、昨年も当委員会で何とか日をちょっと10月にしていただけないかというようなことでお願いし、そして今年は10月以降ということにしていきたいと。それでも非常に暑い日が続いているので、そのあたり、子どもの体調管理の程、またその辺よく見ていただいて、よろしく願いいたします。他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、ちょっと私のほうから1点お聞きしたいんですが。この夏の当庁の節電に関してですけども、確か関西電力のほうからのそのへんのお願といたしますか、そういうようなこともあり、節電というようなことでやっていただいたと思いますけども。そのあたり、今後いつごろまで効力があるのか、今後どう考えておられるのか、また、もしわかれば今年

の夏の節電の、その前の年と比べですね、そのあたりちょっとどのようになっているのかお聞きしたいんですが。

企画財政
課長

夏場の節電対策についてでございますが、ご承知のとおり、夏場の電力の不足に備えるため、関西電力は7月1日から9月22日の平日につきまして、午前9時から午後8時までの間、15%の節電を要請されているところでございます。本町では、平成15年2月にISO14001の認証取得をし、省エネルギー対策としてその取り組みを進めてまいりましたが、施設利用者の安全確保を第一に、各施設の利用形態も十分に勘案した上、自らとり得る可能な限りの節電対策を進めることで、この要請に向けた取り組みを進めているところでございます。役場庁舎における具体的な取り組みの一例を申しあげますと、執務内、廊下、あるいは地下駐車場等の照明の抑制、さらには昼休み時間の消灯の徹底、週2回のノー残業デーの徹底、また1時間以上自席を離れる場合のパソコンの電源オフや、パソコンモニターの照度を落とすなど、さらには室内温度設定を28度運用の継続などによりまして、その取り組みを行っているところでございます。その節電対策の効果についてでございますが、役場庁舎で申しあげますと、7月請求分と8月請求分の累計で前年度と比較して見てみますと、14.3%の電気量が減となっているところでございます。さらに9月22日までの要請となっておりますが、それ以降の取り組みについてでございますが、これから日照時間も短くなり、夏場のような廊下や執務室の照明の抑制などの取り組みについては難しいものと考えているところでございまして、そうしたことから、施設利用者の安全確保を第一に、実施可能な節電対策に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

委員長

今のお話をお聞きして、ほぼ関西電力からきた15%に近い、14.3%の節電が、結果として出たと。確かに、これから日が短くなってくるので、住民の安全をメインにして取り組んでいていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

ないようでしたら、私から2点だけお諮りいたします。

まず、継続審査についてでございますが、お手元にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけますようお願いいたします。

次に、先進地視察についてでございますが、委員より、防災について、またコミュニティー等についての視察のご希望をお聞きいたしました。副委員長ともご相談をさせていただき、できるだけ委員皆様のご希望に添うような視察先を検討いたしましたところ、お手元に資料を配布させていただいておりますように、視察先を選ばせていただきました。

まず、兵庫県佐用町については、皆さんもご存知のように、平成21年の台風9号により甚大な被害を受けた所であります。佐用町では、このときの災害対応を検証され、防災計画を見直し、防災対策の充実強化をされております。

また、広島県竹原市では、協働のまちづくり推進プランを策定され、住民自治組織づくりへの支援や市民活動支援に積極的に取り組まれております。そのようなことから、今回、当委員会として、視察先として選定をさせていただきます。

視察日は、10月27日(木)から10月28日(金)で、27日朝に斑鳩町を出発しまして、午後から佐用町を視察し、竹原市まで移動しまして宿泊し、翌朝、竹原市の視察を行いたいと考えております。

以上が先進地視察計画の概要でございますが、ただ今申し上げましたように、閉会中における当委員会の所管事務調査として、お手元に配布いたしております先進地視察計画書のとおり実施したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、先進地視察計画書につき、手続きをとっていただけますよう、お取り計らいをお願いいたします。

その他についても、これをもって終了いたします。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

小城町長。

町 長 委員皆様には、終始熱心にご審議賜りましてありがとうございます。特に議案の第24号、25号、26号、29号につきましては原案どおりご承認賜りましたことを厚くお礼を申しあげたいと思います。また、継続審査等については、中宮寺の関係等、検討委員会、あるいは今後の状況等考えていかなければいけない問題が多々あります。特に11月の文化祭等の関係で、この藤ノ木の関係については一般公開をしてみたいし、また文化財センターでは里帰り展等もごございます。そういった点について皆様方ご関心を持っていただいて、できるだけ文化財センターが1人でも多くの方がご入場いただきますことを心から願うわけでございます。また、あとは各課報告事項につきましても、いろんなご意見をいただきました。特に職員採用試験につきましては、この9月18日、明日、あさって行うわけですけど、かなりの人数でございまして事故のないように試験をしてみたいと思っております。町民プール等の関係についても皆様方のご協力のおかげで無事故・無災害ということで今年も無事終わることができました。そういうことについても非常に皆さん方のご協力、ご支援のおかげだと喜んでおります。その他からいただきました関係等については、防

災関係の情報管理システム、GISの関係等については、今後災害援護者のシステム等についても研究をしてみたいということでございます。あと一番関心のある小学生、中学生の運動会等についてのご心配等でございます。また、節電の関係等についても、できる限り節電に努めてまいりましてですね、職員共々皆様方のご協力をいただいて節電をしていきたいと考えております。本日はどうもありがとうございました。

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時 6分 閉会)